

西尾市津波避難計画（平成31年3月修正）（案）に係るパブリックコメント
提出された意見の概要と市の考え方

番号	意見の要旨	市の考え方
1	<p>最重要課題と位置づけ行政が取り組んで頂き、心強く思う。計画が絵に描いた餅にならない様にならない。そのためには、各地域の防災訓練においてトライして見直すことが肝要。地域防災のP D C Aを着実に実施し、住民を巻き込んでいくことがより良い避難計画の実現につながると思う。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご意見の通り、本計画における避難行動等を地域に周知徹底し、その定着に努めてまいります。</p>
2	<p>本計画の表紙に「平成27年3月」との記載があるが、当時はパブリックコメントの実施もなく、公表もされていないことから、「津波対策の推進に関する法律」に違反している疑いがある。また、公表もされておらず、愛知県の指針における必須項目の記載もない計画を、津波避難計画として策定したというのであれば、公文書管理に問題があるため、平成27年と（修正）を削除すべきだ。</p>	<p>平成27年作成分につきましては、同法でも公表は努力義務であることから、これまで内部資料として活用してきました。また、県の指針の公表と時期を同じくして完成したものであったために、ご指摘のとおり、同指針に記載の項目が網羅できていないものとなりました。しかし、今回の修正案のもととなった「津波浸水避難シミュレーション（平成30年3月）」は、平成27年3月に作成した津波避難計画を基本としており、それは本市の津波避難について根幹をなすものであったと認識しておりますので、表記に誤りはないものと考えています。</p>
3	<p>愛知県の指針で対象とする津波は「命を守る」という観点であらゆる可能性を考慮した地震・津波とされており、「理論上最大モデル」が該当すると考えられるが、なぜ「過去地震最大モデル」を採用しているのか。地域防災計画やハザードマップ等も含めて根本的に見直しをしてほしい。</p>	<p>過去地震最大モデルは、100年から200年周期で発生している南海トラフ地震に対して、より現実性のあるモデルだと考えていることから、本計画等に採用いたしました。今後、最新のモデルである平成26年11月の愛知県津波浸水想定に修正していくことを予定しています。</p>
4	<p>愛知県の指針では「津波避難困難地域」は、「津波の到達までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域」と定義され、「津波一時待避所まで避難することが困難」とは意味が違う。正しく表現すべきだ。弥富市や飛島村は、避難対象地域外の地域がほとんどないことから、定義とは異なるが、緊急避難所までの避難が困難な地域を設定したと記載されている。</p>	<p>弥富市等を参考にし、避難困難地域について、本市の避難行動は、湾内に位置するという地理的特性上、健常者・要配慮者に分けて考えていることから、そのように定義した旨の注意書きを加えます。</p>

番号	意見の要旨	市の考え方
5	<p>津波避難距離の上限を健常者、要配慮者の区分なく、1 kmで設定すべきだ。愛知県内に市町村では、津波避難距離が1 km以下の南知多町を除き、徒歩の限界距離を、健常者、要配慮者の区分なく、概ね1 kmで設定している。これによれば、一色町や吉良町南部はほぼ全域が津波避難困難地域になる。再設定してほしい。</p>	<p>津波避難については、時間と余力のある限り、安全な場所を目指すことを基本として、本市の実情に即して設定する必要があると考えています。本市は、湾内に位置しておりますので、健常者は浸水想定区域外へ、要配慮者は津波一時待避所へそれぞれ避難することが、現段階での市民のみなさまの命を守る最善の方法だと考えています。</p>
6	<p>前の質問について、現状のまま強行するのであれば、愛知県内で西尾市だけが、愛知県等の指針を無視する理由、限界距離が無制限で「命を守れる」明確な根拠、および西尾市民だけが無制限に余力があるのか、などについて、合理的で住民が納得できる説明をしてほしい。東日本大震災における徒歩避難距離の統計結果では、98%以上が2 km以下だ。</p>	<p>ご質問につきまして、順にお答えします。</p> <p>ア) 「愛知県等の指針を無視する理由」について 本市の津波避難行動については、時間と余力のある限り、安全な場所を目指すことを基本とした、地域の実情に即したものであることから、愛知県の指針に沿うものと考えています。</p> <p>イ) 「限界距離が無制限で「命を守れる」明確な根拠」について 浸水想定区域の各町内会から浸水想定区域外までについて、避難ルートを設定し、各地点において、津波到達時間と避難所要時間とを比較しています。比較結果につきましては、市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。この資料がご要望の根拠に該当するものだと考えています。</p> <p>ウ) 「西尾市民だけが無制限に余力があるのか」について 長距離の避難となるため、個人の状態に合わせて、適切な避難行動を選択していただくことが重要だと考えておりますので、地域での津波避難訓練の実施を呼びかけております。</p>

番号	意見の要旨	市の考え方
7	<p>西尾市だけが、愛知県等の避難行動の考え方にもない「健常者は浸水想定区域外へ」、「要配慮者は津波一時待避所へ」避難することに、原則を勝手に変えている。これは「命を守る」ための計画ではなく、施設に合わせて原則やルールを変えた無理な計画案だ。同じ家族がバラバラに避難することは現実的ではない。そのため、公共施設や民間施設の津波一時待避所への追加指定、屋上手すりの設置、収容可能基準の見直し等により、健常者も全員が収容可能な具体的な対策を再度お願いしたい。</p>	<p>本市の津波避難行動については、時間と余力のある限り、安全な場所を目指すことを基本とした、地域の実情に即したものであることから、愛知県の指針に沿うものと考えています。また、津波一時待避所につきましても、今後、津波避難タワー10基の建設などにより、拡充してまいります。収容人員には限りがあること、津波一時待避所では長期間の生活が不可能であることなどから、健常者は、より安全で2次災害のおそれのない浸水想定区域外への避難をお願いします。</p>
8	<p>昨年、津波避難ワークショップにて昼間に避難訓練をおこなったが、これは数千人の「命を守る」検証にならない。歩道がない部分、歩道が狭い部分があり、道路交通法通りに歩行すると、目標地点まで安全に円滑に避難できる検証や根拠がないので、再検証してほしい。西尾市の考え方は、車道も歩行する避難シミュレーションであり、法令違反の避難行動を計画することは問題だ。そのため、机上計算でも、各避難ルートにおいて、想定歩行避難者数、歩行者間隔、歩行速度等の条件で道路交通法を守り、一列で歩行する最悪条件では、健常者でも浸水想定区域外へ避難することはできない。</p>	<p>ご意見のとおり、大規模の避難訓練を実施する必要性は十分承知しております。したがって、検証も兼ねた津波避難訓練の実現のため、小学校区自主防災会連絡協議会へ訓練の実施を引き続き呼びかけてまいります。</p> <p>なお、津波発生時に車道を歩行することについて、西尾警察署に確認したところ、道路交通法に違反するかどうかは、津波接近の緊急性や道路の被災状況、避難者数などの要因に関係してくるものであるため、一概に答えることはできないとのことでした。</p>
9	<p>愛知県の指針では、「自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する必要がある」とされている。昭和28年の13号台風では、約2.5mの高潮により防潮堤が破壊され、一色東部小学校まで約1時間余りで約1.5m浸水した。</p> <p>予想外の津波で、13号台風並みに浸水した場合、歩行避難者には甚大な被害が発生するリスクがあるが、西尾市は、自然現象の大きな不確定要素を伴う、想定外をどの程度考慮し、留意しているか。想定している津波が、13号台風よりも甘いものでよいのか。津波の3原則は「1. 想定にとらわれない 2. 率先避難 3. 命を守るために最善を尽くす」と言われるが、想定之余裕度、安全率を明確にした避難計画の策定をお願いしたい。</p>	<p>ご意見の冒頭にございます県指針に記載の「自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する必要がある」という部分につきましては、想定に対して、想定外の事態を次々に盛り込むことの必要性ではなく、想定はシナリオであり、一定の限界があるために、ご意見最終文の「想定にとらわれない」で、「命を守るために最善を尽くす」ことの重要性を説いているものと考えています。</p> <p>今回の津波避難計画に用いている過去地震最大モデルにつきましては、南海トラフで繰り返し明白に発生している、規模の大きいものを重ね合わせたモデルでございますが、一種のシナリオであり、次に発生する地震を具体的に予想したものではないこと等について、適切な周知に努めてまいります。</p>

番号	意見の要旨	市の考え方
10	<p>小学校区ごとの消防団や自主防災会、町内会、民間事業所、保育園及び小中学校等が参画したワークショップ等により、地域ぐるみで津波避難計画の策定を検討してほしい。小学校区ごとの「地域の津波避難計画」を展開してほしい。</p>	<p>地区ごとの津波避難計画の作成はもとより、津波避難訓練でさえも実施していただけていないのが現状でございますので、訓練の実施から自主防災会等に呼び掛けてまいります。</p>
11	<p>津波一時待避所までのルートが本計画に示されていないが、市が決定するのか。地域別津波避難計画等に展開して、自主防災会等で避難ルートを決めるべきと思うが、今後の計画を提示してほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、津波一時待避所への避難ルートは地区で決めていただきたいと考えております。前項の回答のとおり、津波避難訓練もまだ実施していただけていない地域がほとんどですので、今後の具体的な計画の目途はたっておりませんが、要配慮者の支援体制の構築や訓練など、自主防災会会長と共に進めてまいります。</p>
12	<p>計画に指定避難所等が詳細に追加されているが、津波終息後に命を守った人が、避難生活を送る施設などは、本計画の目的ではなく、適用範囲外であり、混乱し誤解しやすいため、運営方法や救助物資の管理等も含めて「西尾市地域防災計画」の方に追加すべきだ。それよりもまず、「人命最優先」の考え方から、避難距離の上限を健常者も要配慮者も1kmと設定し、避難困難地域を見直し、市民全員が入れるような津波一時待避所の増設計画を明確にしてほしい。</p>	<p>ご指摘の指定避難所の部分は、地域防災計画に記載しております。津波からの避難行動と密に関係するものと考えているため、津波避難計画にも記載しております。</p> <p>また、本市の津波避難行動については、時間と余力のある限り、安全な場所を目指すことを基本とした、地域の実情に即したものであることから、愛知県の指針に沿うものと考えています。津波一時待避所につきましては、今後、津波避難タワー10基の建設などにより、拡充してまいります。収容人員には限りがあること、津波一時待避所では長期間の生活が不可能であることなどから、健常者は、より安全で2次災害のおそれのない浸水想定区域外への避難をお願いします。</p>